

磐田市インターンシップ（保健師・短期）実施要領

令和6年 12月 9日 制定

（趣旨）

第1条 この要領は、開かれた市政推進の一環として、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学、大学院（以下「大学等」という。）に在学する学生（以下「学生」という。）を対象に、市役所等における就業体験（以下「インターンシップ」という。）の機会の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 インターンシップは、学生が市政に対する理解を深めるとともに、進路の選択に向けた就業意識の向上に寄与することを目的とする。

（実習期間）

第3条 原則として、1日または2日程度とする。

ただし、それ以外の期間においても職員課長が必要と認める場合は、実習を行うことができるものとする。

（実習時間）

第4条 原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、受入課が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、規定の時間外においても実習を行うことができるものとする。

（実習場所）

第5条 原則として、磐田市役所、その他市の部署が存する施設とする。

（実習生の受入れ）

第6条 実習生の受け入れは次のとおりとする。

- (1) 募集については、「磐田市ホームページ」等により広報するものとする。
- (2) 実習を希望する学生は、申込書（様式第1号）又は電子申請により、市へ申し込むものとする。ただし、市の業務に支障を来すなど認められる事態が生じたときは、その時点で申し込みを終了する場合がある。
- (3) 市は、申請受付後、受入れの受諾として、受入決定通知書（様式第2号）を学生宛てに通知する。

(実習に係る費用)

第7条 実習にかかる費用は次のとおりとする。

- (1) 市は、実習生に対し、賃金、報酬、手当、旅費等、一切の金品を支給しない。
- (2) 市は、大学等及び実習生から、インターンシップに要する費用を徴収しない。

(実習生の身分)

第8条 実習生は、在籍する大学等の学生としての身分を有し、市の職員としての身分を有しない。

(実習に当たっての実習生の遵守事項)

第9条 実習生は、地方自治の仕組みや磐田市のまちづくり等について事前に学習し、課題意識を持って実習に臨むとともに、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 法令（市の条例、規則等を含む。）を遵守すること。
- (2) 事前に誓約書（様式第3号）を市へ提出すること。
- (3) 実習中は実習に専念し、所属長など市の職員の指示に従い、積極的な姿で実習に臨み、市役所の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしないこと。
- (4) 実習中に知り得た個人情報等については、実習中及び実習後を通じ、一切外部に漏らさないこと。
- (5) 市民に不快感を与えないよう、服装、言葉遣い、市民に対する態度に十分配慮すること。
- (6) 実習中、貸与された名札を着用すること。
- (7) この要領に規定するもののほか、地方公務員及び本市の職務に関する規定に従うこと。
- (8) 実習後1か月以内に体験報告書（様式第4号）又は大学等で定める報告書を市へ提出すること。

(事故責任等)

第10条 事故責任等については次のとおりとする。

- (1) 大学等又は実習生は、実習中（実習場所への往復を含む。以下同じ。）の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故については、自らの責任において対応するものとする。
- (2) 実習生が故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、連帯してその損害を賠償するものとする。

(実習の中止)

第11条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができるものとする。

- (1) 実習生がこの実施要領の遵守事項に従わないとき。
- (2) 実習生が正当な理由なく、実習に参加しないとき。
- (3) 市の業務に支障を来すと認められる事態が生じたとき。
- (4) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。

附 則

この要領は、令和6年12月9日から施行する。